

前回の会議で決定した本委員会の方針の確認

(2) 議題①合志市指定ごみ袋料金改定案について

①どの改定案を採用するのか

→ (2) 案 2 を採用する。

【考え方】普通交付税における標準団体と同一水準の一般廃棄物関連経費の 14% 程度を賄

うことが出来るよう改定する。※1

燃やすごみ (赤)、資源物 (緑)、不燃物 (黄色) のいずれも袋 1 枚あたり

大 (45 ℓ) **35 円**(現行から**+15 円** 175%) (※菊陽町・大津町より 5 円高い)

小 (30 ℓ) **20 円**(現行から**+5 円** 133%) (※菊陽町・大津町と同額)

極小 (20 ℓ) 15 円(現行から変更なし 100%) (※菊陽町と同額、大津町より 5 円高い)

粗大ごみステッカー 500 円(現行から変更なし 100%)

注釈

※1 【改定の効果】令和 6 年度と同じ販売実績があったと仮定した場合、上記の料金体系へ改定することにより 102,634,800 円 (**+37,060,350 円** 157%) の手数料収入が見込まれ、一般廃棄物関連経費の 14.26% を賄うことができる。(参考：令和 6 年度決算 一般廃棄物収集運搬手数料 65,574,450 円)

②本命の価格改定まで一気に行わず、段階的な値上げを行うのか

→ (1) 次回の改定で本命の案まで引き上げる。